

中学歴史プリント（過去問類似）

奈良時代

名前

得点

/8

問1 唐から来日した鑑真が、戒律を学ぶための道場として平城京に建立し、現在も当時の建築様式を伝える金堂や、鑑真の姿を写したといわれる彫刻が安置されている寺院を選びなさい。 （2021年 愛媛公立入試 類似）

1. 唐招提寺 2. 東大寺 3. 法隆寺 4. 薬師寺

問2 8世紀の土地制度の変遷において、人口増加に伴う口分田の不足を解消するために出された、新しく開墾した土地の永久的な私有を認める法令は何ですか。また、その法令が出された時期と平安京への遷都の時期との前後関係を正しく説明しているものはどれですか。 （2025年 京都公立入試 類似）

1. 墾田永年私財法が公布された後、8世紀末に平安京へ遷都した 2. 平安京への遷都が行われた後、9世紀に墾田永年私財法が公布された 3. 白村江の戦いの直後に、土地の私有を認める墾田永年私財法が公布された 4. 大宝律令の制定と同時に、墾田永年私財法によって私有地が認められた

問3 基盤の目状に整備された平城京の区画内に位置し、鑑真によって戒律が伝えられた唐招提寺が含まれる世界遺産「古都奈良の文化財」がある場所について、日本全国を対象とした地理的説明として最も適切なものを次から選びなさい。 （2022年 東京都公立入試 類似）

1. 近畿地方に位置し、古くから政治や文化の中心地として発展した奈良県周辺 2. 北海道地方に位置し、アイヌ文化や北方との交易の歴史を持つ地域 3. 東北地方の南部に位置し、中世に奥州藤原氏が黄金文化を築いた福島県周辺 4. 九州地方の北部に位置し、古くから大陸との外交の窓口として機能した地域

問4 東大寺の正倉院に納められた宝物が、当時の西アジアやペルシアといった遠方の地域の特色を持っている理由として、最も適切な説明はどれか。 （2016年 東京都公立入試 類似）

1. 当時の唐は広大な帝国であり、シルクロードを通じて世界中の文化が集まっており、日本は遣唐使を通じてそれらを吸収したため。 2. 日本がペルシアやインドと直接の通商条約を結び、定期的に商船が難波津や平城京へ来航していたため。 3. 聖武天皇が仏教を広めるためにシルクロードを自ら横断し、各地で収集した仏具や美術品を持ち帰ったため。 4. モンゴル帝国がユーラシア大陸を支配したことで、東の果てにある日本とも陸路での安全な交易が可能になったため。

問5 遣唐使がたどった航路の変化について説明した次の文章のうち、歴史的事実として正しいものを選びなさい。 （2017年 神奈川県公立入試 類似）

1. 当初は朝鮮半島の沿岸を通るルートが主であったが、新羅との関係悪化などにより、後に九州から東シナ海を横断する危険なルートがとられるようになった。 2. 一貫して日本海を北上し、現在のロシア沿海州を経由して大陸北部へ向かう航路が使われ続けた。 3. 最初は九州から東シナ海を横断するルートが使われたが、航海技術の向上により、後に琉球諸島を経由して大陸の北端へ向かうようになった。 4. 当初から東シナ海を直接横断する最短ルートのみが使われ、天候に関わらず安全な航海が維持されていた。

問6 奈良時代の平城京跡などからは、当時の様子を伝える多くの木簡（もっかん）が出土しています。これらの木簡には、地方から送られた「生蘇（乳製品）」などの品名や送り元の地名が記されており、荷札のような役割を果たしていたことが分かっています。このように、各地の特産物を中央政府へと納める律令制の租税を何といいますか。 （2023年 京都公立入試 類似）

1. 租 2. 庸 3. 調 4. 雑徭

問7 日本の歴史において、和歌集が編纂された時代とその特色について述べた文として、正しいものはどれですか。 （2021年 秋田県公立入試 類似）

1. 奈良時代には、天皇から民衆に至るまで幅広い階層の歌を収めた日本最古の和歌集である万葉集が成立した。 2. 平安時代には、最初の勅撰和歌集として、防人の歌を数多く収録した万葉集が醍醐天皇の命により編纂された。 3. 鎌倉時代には、武士の文化が重んじられたため、貴族による万葉集のような和歌集は一切編纂されなくなった。 4. 国風文化が栄えた時代に、漢字の音訓を用いて日本語を表記する手法が発明され、それによって初めて万葉集が書かれた。

問8 律令制における「調」や「庸」の納入について、当時の農民にとって特に重い負担となった背景を説明したものとして、最も適切なものはどれですか。 （2016年 富山県公立入試 類似）

1. 収穫した産物を村の倉に納めるだけで済んだが、その収穫量そのものが過大であった。 2. 都で消費される製品にするため、農閑期を利用して現地の役所で作り直す必要があった。 3. 納める品物を準備するだけでなく、それらを自ら都まで歩いて運ばなければならなかった。 4. 都へ運ぶための輸送費を、あらかじめ「租」の一部として余分に徴収されていた。